

議案第 14 号

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定 について

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 元年 5月10日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

令和元年度に限り、夏季における児童生徒、園児の熱中症を予防し、体調を管理することを目的として、市立小中学校及び市立幼稚園の夏季休業日等の変更を行うため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 夏季休業日の開始時期及び終了時期を前倒しする。
- (2) 授業日数及び教育日数の確保等をするため冬季休業日を短縮し、新たに秋季休業日を設ける。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 令和元年度に限り、第3条の2の規定にかかわらず、休業日は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の2第1号から第4号までに掲げる日
- (2) 夏季休業日 7月16日から8月28日まで
- (3) 秋季休業日 10月31日及び11月1日
- (4) 冬季休業日 12月27日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (6) その他委員会の必要と認める日
- (7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、委員会の承認を得た日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(名張市立幼稚園規則の一部改正)

2 名張市立幼稚園規則（昭和45年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条の2」の次に「（令和元年度にあつては、同規則附則第4項）」を加える。

名張市学校の管理に関する規則（本則関係）

改正案	現行
<p>第1条～第26条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>令和元年度に限り、第3条の2の規定にかかわらず、休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条の2第1号から第4号までに掲げる日</u></p> <p>(2) <u>夏季休業日 7月16日から8月28日まで</u></p> <p>(3) <u>秋季休業日 10月31日及び11月1日</u></p> <p>(4) <u>冬季休業日 12月27日から翌年1月6日まで</u></p> <p>(5) <u>学年末休業日 3月26日から3月31日まで</u></p> <p>(6) <u>その他委員会の必要と認める日</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、委員会の承認を得た日</u></p>	<p>第1条～第26条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～3（略）</p>

名張市立幼稚園規則（附則関係）

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 <u>幼稚園の休業日は、名張市学校の管理に関する規則第3条の2（令和元年度にあっては、同規則附則第4項）の規定による。</u></p> <p>第5条～第17条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 幼稚園の休業日は、名張市学校の管理に関する規則第3条の2の規定による。</p> <p>第5条～第17条（略）</p>